

第9章 総介護費用および第1号被保険者保険料の見込み

第1 総介護費用の見込みについて

介護給付等対象サービスの見込量などをもとに算出した各年度の保険給付費と地域支援事業費の見込みは、おおむね次の表のとおりです。

(単位：億円)

	27年度	28年度	29年度	計
居宅／地域密着型／施設サービス				
居宅介護サービス	103.8	110.0	117.4	331.2
地域密着サービス	11.6	14.7	17.5	43.8
施設サービス	44.8	44.8	44.8	134.4
介護老人福祉施設	28.5	28.5	28.5	85.5
介護老人保健施設	11.4	11.4	11.4	34.2
介護療養型医療施設	4.9	4.9	4.9	14.7
介護予防／地域密着型介護予防サービス				
介護予防居宅サービス	8.5	9.0	9.3	26.8
地域密着型介護予防サービス	0.0	0.0	0.0	0.0
特定入所者介護サービス費	3.5	3.5	3.6	10.6
高額介護サービス費	3.0	3.1	3.2	9.3
高額医療合算介護サービス費	0.5	0.5	0.5	1.5
審査支払手数料	2.2	2.3	2.3	6.8
給付費合計 ①	177.9	187.9	198.6	564.4
地域支援事業費 ②	3.9	4.3	4.3	12.5
給付費 + 地域支援事業費 ①+②	181.8	192.2	202.9	576.9

*端数処理は各項目で四捨五入しているため、表内計算結果と合計が合わない場合があります。

*地域支援事業費は旧来の事業分のみを計上し、新しい総合事業分は含めていません。

介護予防居宅サービスの中に介護予防訪問介護・介護予防通所介護分の費用を含めています。

第2 第1号被保険者の保険料について

1 第5期における介護保険料の賦課および収納の実績

(1) 第1号被保険者保険料収納状況

現年度賦課の保険料の収納率では、24年度で97.86%、25年度で97.87%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

しかし、普通徴収保険料の収納率は、制度発足時から比較すると減少傾向が続いています。

年度別保険料収納状況（決算値）

（単位：円、％）

賦課区分	徴収区分	24年度			25年度			
		調定額A	収入額B	収納率B/A	調定額A	収入額B	収納率B/A	
現年度分	特別徴収	3,039,347,068	3,039,347,068	100.00	3,134,435,796	3,736,534,030	100.00	
	普通徴収	現年度	461,943,188	387,728,202	83.93	3,134,435,796	398,000,256	83.87
		過年度	3,847,230	3,147,440	81.81	474,533,810	4,491,304	89.63
		計	465,790,418	390,875,642	83.92	479,544,674	402,491,560	83.93
滞納繰越分	普通徴収	107,973,728	19,966,981	18.49	122,553,560	23,181,962	18.92	
総合計		3,613,111,214	3,450,189,691	95.49	3,736,534,030	3,560,109,318	95.28	

※ 還付保留を含み、減税は含みません。

保険料収納率23区全体との比較（現年度賦課分）

	普通徴収		特別徴収＋普通徴収	
	24年度	25年度	24年度	25年度
目黒区	84.1%	83.8%	97.8%	97.9%
23区合計	80.5%	80.5%	97.6%	97.6%

(2) 所得段階別の状況

所得段階別の被保険者数の比率をみると、非課税層の構成比は24年度48.9%、25年度49.0%であり、非課税層の比率がやや増加傾向にあります。

所得段階別被保険者数（各年度末現在）

(単位：人、%)

所得段階	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	24年度		25年度	
			人数	構成比	人数	構成比
1	2480	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民世帯非課税	1599	3.1	1642	3.1
2	2728	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	7653	14.7	7873	14.7
特例3	2976	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	2507	4.7	2601	4.9
3	3472	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える	2563	4.9	2638	4.9
特例4	4216	本人が住民税非課税で、世帯員が課税（本人の合計所得額+課税年金収入額が80万円以下）	7275	14.0	7357	13.8
4 (基準額)	4960	本人が住民税非課税で、世帯員が課税（本人の合計所得額+課税年金収入額が80万円を超える）	3922	7.5	4082	7.6
5	5456	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満	5437	10.4	5697	10.7
6	5952	125万以上190万円未満	5261	10.1	5441	10.2
7	6944	190万以上300万円未満	6071	11.7	6130	11.5
8	7936	300万以上400万円未満	2769	5.3	2829	5.3
9	9424	400万以上600万円未満	2746	5.3	2777	5.2
10	10416	600万以上800万円未満	1217	2.3	1224	2.3
11	11904	800万以上1000万円未満	684	1.3	704	1.3
12	13392	1000万以上1200万円未満	488	0.9	432	0.8
13	14880	1200万以上	1915	3.6	2052	3.8
合計			52107	100.0	53479	100.0

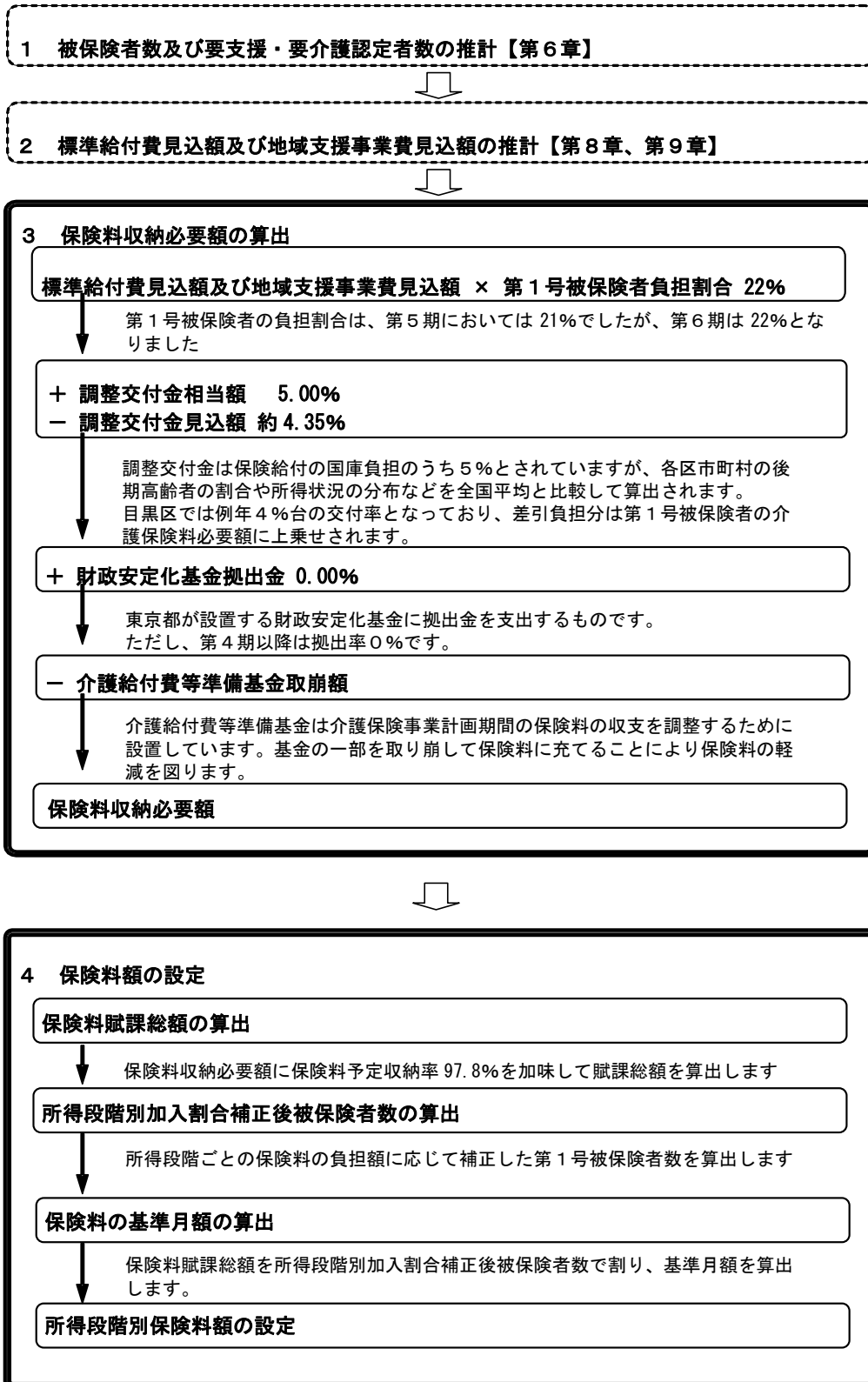
所得段階別収納率

(単位：円、%)

所得段階	24年度			25年度		
	調定額 A	収納額 B	収納率 B/A	調定額 A	収納額 B	収納率 B/A
1	48,148,612	47,241,928	98.12	49,815,580	48,912,560	98.19
2	250,977,988	236,223,356	94.12	257,980,602	242,979,228	94.19
特例 3	89,884,128	88,786,288	98.78	93,895,100	92,622,896	98.65
3	107,443,636	105,758,120	98.43	111,454,672	109,826,944	98.54
特例 4	354,688,244	344,060,048	97.00	360,788,072	349,402,212	96.84
4	233,538,624	232,213,444	99.43	243,899,072	242,580,756	99.46
5	343,596,064	330,478,586	96.18	361,910,864	348,227,476	96.22
6	368,818,160	360,534,256	97.75	382,485,428	373,059,436	97.54
7	497,037,964	487,608,548	98.10	504,701,788	494,997,116	98.08
8	257,973,012	255,212,176	98.93	263,054,096	260,010,004	98.84
9	301,172,192	298,447,924	99.10	306,448,640	303,531,032	99.05
10	147,517,344	146,139,140	99.07	149,990,400	148,522,900	99.02
11	92,918,656	91,186,620	98.14	96,905,504	95,560,412	98.61
12	74,392,560	73,472,784	98.76	65,574,176	65,016,792	99.15
13	325,520,736	322,049,716	98.93	353,014,112	350,134,788	99.18
計	3,493,627,920	3,419,412,934	97.88	3,601,918,106	3,525,384,552	97.88

※過年度分、還付保留分、減免、不納欠損は含みません。

2 介護保険料の算定方法



3 第6期における保険料の算定

(1) 保険料賦課総額の算定

第6期における総介護費用のうち第1号被保険者負担分(22%)に調整交付金による調整額を上乗せし、介護給付費等準備基金の取崩しによる軽減分を減額すると、保険料収納必要額が算出されます。

この保険料収納必要額に保険料収納率を加味すると保険料賦課総額が算出されます。

(2) 所得段階の設定

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期以降所得段階が細分化され、更に第3期からは課税対象者の所得段階を保険者の判断により多段階化することが可能とされました。

これを受けて区では、第2期においては6段階設定、第3期においては9段階設定、第4期においては10段階設定(特例第4段階を含め実質11段階設定)としました。

また、第5期においては、特例第3段階を新たに設けるとともに、課税層の所得段階区分を更に細分化し、全体として13段階設定(特例第3段階、第4段階を含め実質15段階設定)としました。

第6期においては、保険給付費の更なる増加により、保険料額の大幅な上昇が確実視されたことから、より安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが国により示されました。

区としても、こうした国の考え方を参考としながら、低所得者への配慮を十分に行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行います。

(3) 第1号被保険者保険料額の算定

上記2に記載のとおり、被保険者数、要支援・要介護認定者数や地域支援事業費見込額などの推計を基に算定します。